

平成 24 年 3 月 28 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 松井信樹

平成 23 年(レ)第 471 号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・名古屋簡易裁判所
平成 22 年(レ)第 6141 号)

口頭弁論終結日 平成 24 年 2 月 15 日

判

決

控訴人 (原審原告) [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 松澤 良人

東京都千代田区麹町五丁目 2 番地 1

被控訴人 (原審被告) 株式会社オリエントヨーポレーション

同代表者代表取締役 西田 宜正

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

同 同 [REDACTED]

同 同 [REDACTED]

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人は、控訴人に対し、116万5571円及び内金70万6150円に対する平成22年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1、2審を通じて5分し、その1を控訴人の負担、その余を被控訴人の負担とする。

3 この判決は、第1項の(1)及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金145万2378円及び内金92万1723円に対する平成22年6月18日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

4 仮執行宣言

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 本件は、貸金業者である被控訴人との間で借り入れと弁済を繰り返す継続的な金銭消費貸借取引を行ってきた控訴人が、被控訴人に対し、上記取引における弁済につき、利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの）1条1項所定の利息の制限額（以下「制限利率」という。）を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、被控訴人は過払金の取得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたとして、不当利得返還請求権に基づき、①過払金元金92万1723円、②これに対する平成22年6月17日までに発生した民法704条前段所定の法定利息（利率は民法所定年5分。以下「法定利息」という。）53万0655円、③上記①に対する同月18日から支払済みまでの法定利息の支払を求める事案の控訴審である。

(2) 被控訴人は、上記請求権は時効により消滅したなどと主張して、控訴人の上記請求を争ったところ、原審は、被控訴人の上記主張を一部認めて控訴人の請求を一部棄却したため、控訴人はこれを不服として控訴した。

2 爭いのない事実等（掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実を含む。）

(1) 被控訴人は、貸金業法（平成18年法律第115号による改正前の法律

の題名は「貸金業の規制等に関する法律」。以下、改正の前後を通じて「貸金業法」という。) 3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2) 控訴人は、被控訴人との間で、次とのおり、過払金充当合意を含む継続的な金銭消費貸借取引に関する各基本契約を締結した上、同各契約に基づき、借入れ及び弁済を繰り返した。

ア オリコカード会員契約(契約番号 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED])

[REDACTED]。旧契約番号 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]。以下「オリコ契約」という。)

(ア) 控訴人は、平成2年6月5日、被控訴人との間で、被控訴人の発行するオリコカードを提示することにより、被控訴人の加盟店で購入した商品等の代金の立替払いを受け(以下「カードショッピング機能」という。)また、被控訴人から金銭の借入れをすることができる(以下「カードキャッシング機能」という。)などの内容のオリコ契約を締結した。オリコ契約では、被控訴人に対する弁済方法につき、控訴人において、当該貸付けごとにリボルビング払い、一括払い、回数指定分割払いのいずれかが選択できることとされていた。

(イ) 控訴人は、被控訴人との間で、平成2年7月ころから平成8年12月27日までの間、オリコ契約に基づき、制限利率を超える利息の約定で、別紙1の「年月日」欄記載の年月日に、同「借入金額」欄記載の金員を借り受け、同「弁済額」欄記載の金員を弁済した(以下「オリコ取引」という。)。(甲1ないし3、弁論の全趣旨)

イ アメニティカード会員契約(契約番号 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED])

(ア) 控訴人は、平成8年6月23日、被控訴人との間で、被控訴人の発行するアメニティカードを提示することにより、被控訴人から金銭の借入れができる(カードキャッシング機能)などの内容の

アメニティ契約を締結した。アメニティ契約では、被控訴人に対する弁済方法につき、控訴人において、当該貸付けごとにリボルビング払い、一括払い、回数指定分割払いのいずれかが選択できることとされていた。

(イ) 控訴人は、被控訴人との間で、同月 25 日から平成 12 年 1 月 12 日までの間、アメニティ契約に基づき、制限利率を超える利息の約定で、別紙 2 の「年月日」欄記載の年月日に、同「借入金額」欄記載の金員を借り受け、同「弁済額」欄記載の金員を弁済した（以下「アメニティ取引」という。）。（甲 4、弁論の全趣旨）

3 争点

- (1) オリコ取引及びアメニティ取引（以下「本件各取引」という。）における弁済の充当方法
 - ア 弁済の一体性（充当方法その 1）
イ オリコ取引に係る過払金をアメニティ取引に係る借入金債務に充当することの可否（充当方法その 2）
 - (2) オリコ取引に係る過払金返還債権とアメニティ取引に係る貸金返還債権との相殺の可否
 - (3) 被控訴人の悪意の受益者（民法 704 条）該当性
 - (4) 消滅時効の成否

4 当事者の主張

- (1) 争点(1)（本件各取引における弁済の充当方法）について
(控訴人の主張)

ア 弁済の一体性（充当方法その 1）について

(ア) 本件各取引が併存する時期における各弁済は、その合計額が、控訴人名義の同一の預金口座から、毎月同じ日に一括して引き落とされる方法によりなされていたことからすれば、本件各取引に係る各

借入金債務に対し渾然一体のものとしてなされたものといえる。また、平成8年12月27日の45万5920円の引き落としは、控訴人において一旦オリコ取引の残債務をゼロとしようとして資金を準備し、かつ、アメニティ取引の引き落としと渾然一体のものとして引き落とされたものである。

そうすると、上記各弁済を本件各取引にどのように振り分けるかについて、その充當方法いかんが問題となる。

(イ) 充當の合意について

被控訴人は、上記(ア)のとおり渾然一体のものとして行われた弁済につき、被控訴人が控訴人に対し交付した請求書等に記載された各引き落とし金額を基に、同金額のとおり本件各契約に充當する旨の充當合意又は充當指定があつた旨主張している。しかしながら、既に消滅した債務に充當する旨の合意は無意味であって、そもそも不存在である。また、仮にこれが存在したとしても、控訴人は、利率の高い借入金債務を残存させてこれよりも利率の低い過払金返還請求権を発生させる意思は有していなかつたから、上記合意は錯誤により無効である。

(ウ) 充當の指定について

そうすると、上記各弁済を本件各取引にどのように振り分けるかについて、充當の指定が問題となるところ、既に消滅して存在しない債務に対する充當の指定は無意味であって、そもそも不存在である。また、仮に過払金を発生させるという点で無意味ではなく、その存在が肯定できるとしても、上記(イ)と同様の理由から、同充當の指定は錯誤により無効である。

(エ) 本件各取引における充當方法について

上記(イ)及び(ウ)で述べたところにより、弁済の充當合意ないし充當

の指定が不存在又は無効である場合、上記各弁済を本件各取引にいかに振り分けるかについて、そもそも弁済が債務を消滅させる行為であること、また、債務者にとって消滅の利益が最も大きい債務から充当すべきとの法定充当の趣旨からすれば、上記各弁済は、本件各取引のうち債務が残存する方に充当されるべきである。なお、平成8年12月27日の引き落としにより本件各取引のいずれについても債務が残存しなくなつたときには、法定充当の上記趣旨及び当事者の合理的な意思解釈により、将来の借入金発生の可能性がより高い取引の方、すなわちアメニティ取引に振り分けられるべきである。

(イ) 小括

以上によれば、本件各取引における各弁済の具体的な充当方法は、別紙3、4のとおりである。

イ オリコ取引に係る過払金をアメニティ取引に係る借入金債務に充当することの可否（充当方法その2）について

弁済につきオリコ取引への充当の合意又は指定があるとする場合において、オリコ取引につき過払金が発生するとき、同過払金は、別紙5及び6のとおり、その発生当時存在する又はその後に発生するアメニティ取引に係る借入金債務に順次充当される。

(被控訴人の主張)

ア 弁済の一体性（充当方法その1）について

(ア) 本件各取引における各弁済は、その合計額が、控訴人名義の同一の預金口座から、毎月同じ日に一括して引き落とされる方法によりされていたものの、これは、単に被控訴人の事務処理上の便宜のためにそのようにされただけであって、渾然一体のものとしてなされていたわけではない。被控訴人は、上記預金口座からの引き落とし

ないし振替金額について、その都度控訴人に対し内訳等を記した請求書ないし計算書を送付し、控訴人は、その内訳に従つて本件各取引にそれぞれ充当されることを当然に認識していたこと、また、本件各取引における各弁済金額（オリコ契約については毎回3万円、アメニティ契約については毎回1万円）を自ら決めていることなどからすると、上記各弁済は、上記請求書ないし計算書に記載された各金額のとおりの充当指定又は合意がされたものとみるべきである。

(イ) 控訴人は、既に消滅して存在しない債務に対する充当の合意及びその指定等は、無意味であり、不存在ないし錯誤無効である旨主張するが、借入金債務が消滅した後の弁済及びその充当は、過払金を発生させる点において無意味ではなく、上記充当の合意及びその指定等が不存在ないし無効となることはない。控訴人と被控訴人との間では、本件各取引における各弁済をそれぞれの取引において後に発生する借入金債務に充当する旨の合意が認められるから、オリコ取引において過払金が発生した場合、同過払金は、オリコ取引において将来発生する借入金債務に充当するためにそのまま過払金として存続するものである。

イ オリコ取引に係る過払金をアメニティ取引に係る借入金債務に充当することの可否（充当方法その2）について

オリコ取引とアメニティ取引は、別個の基本契約に基づく独立した取引であるところ、控訴人は、本件各取引における貸付けを一体ものとして弁済金の充当計算をする旨の特約の存在など、オリコ取引に係る過払金がアメニティ取引に係る借入金債務に充当されるべき特段の事情を何ら立証していないこと、また、仮に本件各取引に係る過払金を新たに発生した借入金債務に充当する旨の合意が存在したとして

も、それは、オリコ取引に係る過払金はオリコ取引の、アメニティ取引に係る過払金はアメニティ取引の各借入金債務にそれぞれ充当する旨の合意であり、オリコ取引に係る過払金をアメニティ取引に係る借入金債務に充当する旨の合意ではないとみるべきことなどからすれば、オリコ取引に係る過払金は、アメニティ取引に係る借入金債務に充当されない。

(2) 争点(2) (オリコ取引に係る過払金返還債権とアメニティ取引に係る貸金返還債権との相殺の可否)について

(控訴人の主張)

仮に、争点(1)における控訴人の主張が認められないとしても、控訴人は、平成22年11月9日の原審第3回口頭弁論期日において、オリコ取引に係る過払金の返還債権をもって、貸付け及び弁済の古いものから順次アメニティ取引に係る貸金返還債権とその対当額において相殺するとの意思表示をした。

(被控訴人の主張)

一般に、相殺が有効なものとして認められるためには、相殺の意思表示の時点において両債権が相殺適状にあることが必要であるところ、本件では、受償債権であるアメニティ取引に係る貸金返還債権は、上記相殺の意思表示の前に既に弁済によって消滅している。したがって、上記相殺は認められない。

(3) 争点(3) (被控訴人の悪意の受益者該当性)

(控訴人の主張)

貸金業者である被控訴人は、制限超過部分が元本に充当されること、同充当の結果元本が不存在となつた場合には不当利得として返還義務が生じることを、いずれも認識していたものといえるから、被控訴人は、悪意の受益者に該当し、控訴人に対し、その受けた過払金に過払金発生

時より生じた法定利息を付して返還する義務を負う。

(被控訴人の主張)

控訴人の上記主張は否認し争う。

(4) 争点(4)（消滅時効の成否）について

(被控訴人の主張)

ア 最高裁平成20年受第468号同21年1月22日第一小法廷判決・民集63巻1号247頁（以下「平成21年判決」という。）は、「過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなど特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行する」と判断しているところ、かかる「取引が終了した時点」との文言を素直に文理解釈すれば、実際の取引が終了した時点とみるべきこと、最終取引日から10年以上にわたって新たな借り入れをしていない場合、同最終取引日の弁済をもって債務を完済し、取引を清算して終了する意思であったと解するのが当事者の合理的な意思解釈といえること、このように取引を終了する意思を有していた場合、借主において過払金返還請求権を行使することは可能であり、もはや過払金返還請求権の行使に対する法律上の障害となる事由は存在しないといえることなどが、されば、上記「取引が終了した時点」とは、最終取引日をいうものと解すべきである。本件各取引では、いざれも最終弁済日（オリコ取引については平成8年12月27日、アメニティ取引については平成12年1月12日）から10年以上にわたって新たな借りがされておらず、また、平成11年12月27日付けのオリコ契約に係るカード年会費の支払は、金銭消費貸借取引には当たらないから、その消滅時効期間は、上記各最終弁済日から起算される。

そうすると、本件各取引に係る各過払金返還請求権の消滅時効の起算日は、オリコ取引については平成8年12月28日、アメニティ取引については平成12年1月13日となるところ、被控訴人は、同各日から10年経過後の平成22年9月21日の原審第2回口頭弁論期日において、上記各消滅時効の援用の意思表示をした。したがって、本件各取引に係る過払金返還請求権は、それぞれ時効により消滅した。

イ 平成21年判決は、過払金返還請求権の消滅時効期間の進行及び完成を認めているのだから、被控訴人による消滅時効を援用する旨の意思表示が信義則に反することはない。

(控訴人の主張)

ア オリコ取引に係る過払金返還請求権について

(ア) オリコ取引に係る過払金は存在しないこと

上記(1)の(控訴人の主張)のアで述べたとおり、本件各取引における各弁済は、残存する借入金債務から順次充当されるべきところ、かかる充当方法によった場合、別紙3のとおり、オリコ取引において過払金は発生しない。したがって、オリコ取引における過払金返還請求権の消滅時効の成否は問題とならない。

(イ) 消滅時効の起算点は基本契約の終了時であること等

上記(1)の(控訴人の主張)イの充当方法その2により、オリコ取引に係る過払金が存在するとしても、平成21年判決によれば、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点から進行するところであるところ、新たな借入金債務の発生は、基本契約が継続している限り見込まれることからすれば、平成21年判決にいう

「取引が終了した時点」とは、過払金充当合意が存在しなくなつた時点、すなわち基本契約が終了した時点と解するべきである。そして、控訴人は、平成11年12月27日までの間、被控訴人に対し、オリコ契約に係るカード年会費を支払つており、同日まではオリコ契約に基づく借入れが可能であったことからすれば、オリコ取引に係る基本契約が同日まで継続していたことは明らかである。また、仮に、上記「取引が終了した時点」が最終弁済日と解されるとしても、控訴人が被控訴人に対し、最終弁済後に基本契約を継続させる効果を有するカード年会費を支払つたことは、平成21年判決にいう上記特段の事情に当たるというべきである。そうすると、オリコ取引に係る過払金返還請求権の消滅時効の起算点は、上記カード年会費を支払つた最終日の翌日である平成11年12月28日となる。

そして、控訴人は、平成21年12月21日、被控訴人に対し、オリコ取引に係る過払金返還の催告をし、その後、平成22年6月18日、本件訴訟を提起したものであるから、上記過払金返還請求権の消滅時効は中断しており、未だ完成していない。

(ウ) 消滅時効の援用が信義則に反すること

仮に上記(ア)及び(イ)の主張が認められないとしても、被控訴人は、オリコ取引において過払金が発生しているにもかかわらず、なお借入金残債務が存在するかのごとく控訴人に對し支払請求を続けており、これが消滅時効期間満了の大きな要因となつたこと、被控訴人は、オリコ取引において多額の過払金が生じていることを認識しながら、これを秘し、平成11年12月27日、控訴人から当然のごとくオリコカードに係るカード年会費を徴収したことなどの事情に照らすと、被控訴人において消滅時効を援用することは、クリ

ーン・ハンドの原則に悖り、信義則に反して許されない。

イ アメニティ取引に係る過払金返還請求権について

控訴人は、平成21年12月21日、被控訴人に対し、アメニティ取引に係る過払金返還の催告をし、その後、平成22年6月18日、本件訴訟を提起したものであるから、上記過払金返還請求権の消滅時効は中斷しており、未だ完成していない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (本件各取引における弁済の充当方法)について

(1) 弁済の一体性 (充当方法その1)について

ア 前記争いのない事実等のほか、証拠（甲13、乙5の1、5の2）及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、本件各取引における各弁済日の約半月前に、控訴人に対し、本件各取引に係る各約定弁済金を記載した「ご利用代金明細書」を2通（オリコ取引に係るものとアメニティ取引に係るもの各1通ずつ）を送付していたこと、控訴人は、同各明細書に記載された各金額を確認の上、これらを控訴人名義の預金口座から毎月同じ日に引き落とす方法により、本件各取引における各弁済を行っていたこと、控訴人は、かかる弁済方法について被控訴人に異議を述べたことはないこと、平成8年12月上旬、被控訴人に対し、オリコ取引に係る借入金債務の残額を問い合わせた上、同月27日、これを全部消滅させる意思で同残額の全てを弁済したことが認められ、かかる経過等に照らすと、控訴人は、オリコ取引とアメニティ取引を明確に区別した上で、上記各弁済の際に、上記ご利用代金明細書記載の各金額のとおり本件各取引に係る弁済の充当指定をして、上記各弁済を行ったものと認められ、これを前提とすると、本件各取引における弁済状況は、別紙1及び2のとおりとなる。

イ これにつき、控訴人は、上記第2の4(1)の（控訴人の主張）(ウ)のとお

り、既に消滅した債務に対する充当の指定は無意味であり、そもそも不存在である、又は錯誤により無効である旨主張する。しかしながら、充当の指定は明確に存在しており、また、借入金債務が存在しない取引への弁済充当の指定が無効である場合には、当該弁済に係る金員は過払金となるのであるし、しかも、オリコ取引においては過払金充当合意が存在するのであるから、発生した過払金は、オリコ取引において将来発生する新たな借入金債務への充当の用に供されることになるのであって、控訴人の主張のように、基本契約を異にするアメニティ取引に係る借入金債務への充当は、当然にされるものではなく、後記(2)とおり、特段の事情の有無によって判断されるというべきである。したがって、控訴人の上記主張には理由がない。

(2) オリコ取引に係る過払金をアメニティ取引に係る借入金債務に充当することの可否(充当方法その2)について

ア 同一の貸主と借主との間で継続的に金銭の貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務について制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、その後に改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である(最高裁平成18年(受)第2268号同20年1月18日第二小法廷判決参照)。

イ これを本件についてみると、前記争いのない事実等のほか、証拠(甲15、乙5の1、5の2)及び弁論の全趣旨によれば、オリコ契約にはカードショッピング機能とカードキャッシング機能が付されているのに

対し、アメニティ契約にはカードキャッシング機能のみが付されているなど、両契約はその基本的な内容において異なること、被控訴人は、本件各取引のご利用代金明細書を別個に作成して、毎月2通の同明細書をそれぞれ控訴人に送付していたこと、控訴人は、本件各取引が別個の取引であるとの認識を有していたこと（上記1の(1)）、本件各取引における各弁済は、その合計額が、同一の預金口座から、毎月同じ日に一括して引き落とされた方法によりされていたが、これは被控訴人の事務処理上の便宜を図るためにすぎないことなどが認められ、これらに照らせば、控訴人と被控訴人との間ににおいてオリコ取引により発生した過払金をアメニティ取引に係る新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するとは認められず、そのほかに上記特段の事情と評価し得る事情も証拠上窺われないから、オリコ取引に係る過払金は、アメニティ取引に係る借入金債務には充当されない。

2 爭点(2)（オリコ取引に係る過払金返還債権とアメニティ取引に係る貸金返還債権との相殺の可否）について

控訴人は、仮にオリコ取引に係る過払金をアメニティ取引に係る借入金債務に充当することが認められないとしても、同過払金の返還債権をもって、アメニティ取引に係る貸金返還債権を受働債権とする相殺に供する旨主張する。

しかしながら、相殺を有効に行うためには、相殺の意思表示がされた時点で両債権が相殺適状にあることが必要であるところ、本件においては、控訴人による相殺の意思表示がされた時点（平成22年11月9日の原審第3回口頭弁論期日）において、受働債権であるアメニティ取引に係る貸金返還債権は既に弁済により消滅しており（別紙2），両債権は相殺適状にない。したがって、控訴人は上記相殺を行うことはできず、同人の上記主張には理由がない。

3 爭点(3)（被控訴人の悪意の受益者該当性）について

(1) 貸金業者が制限超過部分を利息の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定するのが相当である（最高裁平成18年受第276号同19年7月13日第二小法廷判決参照）。

(2) これを本件についてみると、貸金業者である被控訴人は、制限利率を超過する約定利率で控訴人に対して各貸付けを行い、制限超過部分を含む各弁済の弁済金を受領したが、控訴人に対し貸金業法17条所定の書面及び同法18条所定の書面を交付した事實を認めるに足りる証拠はないから、同法43条1項の適用は認められず、また、被控訴人が同項の適用があるとの認識をしており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情を認める証拠もない。

したがって、被控訴人は悪意の受益者であると推定され、これを覆すに足りる事実もないから、被控訴人は悪意の受益者に該当する。

4 爭点(4)（消滅時効の成否）について

(1) 基本的な考え方

一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後に発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当であるから、かかる過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金

錢消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであるところ、同取引により発生した過払金返還請求権の消滅時効は、過払金返還請求権の行使について上記内容と異なる合意が存在するなどの特段の事情がない限り、同取引が終了した時点から進行するものと解するのが相当である（平成21年判決参照）。

(2) オリコ取引に係る過払金返還請求権について

ア 前記認定の事実のほか、証拠（甲1、13）及び弁論の全趣旨によれば、オリコ契約に係るカード年会費は、当該カードの特定の機能の対価ではなく、ショッピング機能、キャッシング機能その他の機能を併せ持つカードを保有する会員としての地位を保持するために支払うべき金銭であると解されること、控訴人は、オリコ取引における最終弁済日である平成8年12月27日にカード年会費を支払った後も、被控訴人に対し、平成9年12月29日、平成10年12月28日、平成11年12月27日と、毎年末ころにカード年会費を支払っており、少なくとも平成11年12月27日のカード年会費の支払までは、カードキャッシング機能を含むカードを利用するための費用の支払がなされることにより、オリコ契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれる状態にあつたことがそれぞれ認められるところ、かかる事実等からすれば、少なくとも同日までは、オリコ取引における過払金充当合意がオリコ契約におけるキャッシング取引終了の障害となっていた状況に変わりはなく、かかる状態で控訴人においてオリコ契約におけるキャッシング取引の終了を事実上強制されるべき理由がないことからして、オリコ契約におけるキャッシング取引は終了していなかつたものと認められ、その後、何らの取引も行われなくなつたことからすると、オリコ取引の終了日は、同日と認めるのが相当である（このように、本件事案のもとで、消滅時効の起算点となる取引の終了日につき、最終弁済日ではなくカード年会



費を支払った最終日と解することは、貸金業者である被控訴人が、カード年会費の性質についてこれがショッピング機能の対価であるなどとの明示もしないままカード年会費を受領することで、ショッピング機能及びキャッシング機能の双方を利用できるカード会員としての控訴人の地位を承認し続けていたこと、その間も、カードショッピングの取引が行なわれており、オリコ契約におけるカード会員としての利用が実際にも継続していたところ、被控訴人は、カードキャッシングの取引によって発生した過払金について、何ら返還の措置を講じることなく、また、カード年会費やカードショッピングの利用代金への弁済に充当することを申し出るようないままである。別途、控訴人からカード年会費やカードショッピングの利用代金の弁済を受け続けており、オリコ契約に基づく控訴人の債務の履行による契約利益を享受し続けていたこと、一般的なカード利用者に過ぎない控訴人において、カード年会費を支払い、カードの利用を実際にも継続しながら、キャッシング取引によって生じた過払金のみ消滅時効が進行しているとは通常認識していないと考えられることなどにかんがみると、信義則の観点からも正当な解釈であるといふことができる。）。

したがって、オリコ取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、カード年会費を支払った最終日の翌日である平成11年1月28日から進行する（民法140条本文参照）。

イ そして、控訴人は、平成21年12月21日、被控訴人に対し、オリコ取引等の契約番号とともに返還を求める過払金額等を記載した「過払金返還請求通知書」（甲9）をもって、オリコ取引に係る過払金の返還を催告するとともに、同日から6ヶ月が経過する前の平成22年6月18日、同過払金の返還を求める本件訴訟を提起したものであるから（頗る事実）、平成21年12月21日をもって、上記消滅時効は中断し

た。

ウ したがって、オリコ取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、未だ

完成していない。

(3) アメニティ取引に係る過払金返還請求権について

ア 前記認定の事実によれば、控訴人は被控訴人に対し、月々の約定返済金として平成11年12月27日に1万5000円を支払って間もない平成12年1月12日に、同日における約定利率での計算による残元金及び約定利息の全額である27万0646円を弁済して約定利率による元利金を完済した後は、現在に至るまで約12年間にわたり被控訴人の間で借入れも弁済も一切行っていないことが認められ、この事実からすれば、同日をもってアメニティ契約に基づく新たな借入金債務の発生は見込まれなくなったものであり、アメニティ契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引としてのアメニティ取引は終了したものと認めることができる。したがって、同取引に係る過払金返還請求権の消滅時効期間は、その翌日である平成12年1月13日から進行する（民法140条本文参照）。

イ もっとも、控訴人は、平成21年12月21日、被控訴人に対し、アメニティ取引等の契約番号とともに返還を求める過払金額等を記載した「過払金返還請求通知書」（甲9）をもって、アメニティ取引に係る過払金の返還を催告するとともに、同日から6か月が経過する前の平成22年6月18日、同過払金の返還を求める本件訴訟を提起したものであるから（頗著な事実）、平成21年12月21日をもって、上記消滅時効は中断した。

ウ したがって、アメニティ取引に係る過払金返還請求権の消滅時効は、未だ完成していない。

以上によれば、控訴人の請求の認容額は、次のとおりとなる。

(1) オリコ取引(別紙1)

ア 遞払金元金 59万0222円

イ 上記アに対する平成22年6月17日までの確定法定利息 39万8981円

ウ 上記アに対する同月18日から支払済みまでの法定利息

(2) アメリティ取引(別紙2)

ア 遞払金元金 11万5928円

イ 上記アに対する平成22年6月17日までの確定法定利息 6万0440円

0円

ウ 上記アに対する同月18日から支払済みまでの法定利息

第4 結論

よって、上記判断に従い原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 田 近 年 則

裁判官 日 比 野 幹

裁判官 鈴木輝子

別 紙 1

(1円未満切捨。利息計算は毎年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は毎年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]

契約: オリコカード

業者名: (株)オリエントコーポレーション

作成者:

利息制限法に基づく法定金利計算書(1)

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1 H02. 07. 31	30,000	0.2		27	443	0	30,000	-216	0
2 H02. 08. 27	30,659	0.2		34	0	0	49,783	-1	0
3 H02. 09. 30	50,000	0.2		34	0	0	44,270	0	0
4 H02. 10. 29	6,304	0.2		29	791	0	39,112	0	0
5 H02. 11. 27	5,861	0.2		29	703	0	39,112	0	0
6 H02. 11. 30	30,000	0.2		3	64	64	69,112	0	0
7 H02. 12. 27	36,658	0.2		27	1,022	0	33,540	0	0
8 H02. 12. 31	30,000	0.2		4	73	73	63,540	0	0
9 H03. 01. 28	37,030	0.2		28	974	0	27,557	0	0
10 H03. 02. 27	5,861	0.2		30	452	0	22,148	0	0
11 H03. 03. 27	5,861	0.2		28	339	0	16,626	0	0
12 H03. 04. 30	5,861	0.2		34	309	0	11,074	0	0
13 H03. 05. 27	5,861	0.2		27	163	0	5,376	0	0
14 H03. 06. 27	5,861	0.2		31	91	0	-394	0	0
15 H03. 06. 30	40,000	0.2		3	0	0	39,606	0	0
16 H03. 07. 29	46,916	0.2		29	629	0	-6,681	0	0
17 H04. 01. 31	50,000	0.2		186	0	0	43,149	-170	0
18 H04. 02. 27	51,357	0.2		27	636	0	-7,572	0	0
19 H04. 03. 31	80,000	0.2		33	0	0	72,394	-34	0
20 H04. 04. 27	28,597	0.2		27	1,068	0	44,865	0	0
21 H04. 05. 27	28,282	0.2		30	735	0	17,318	0	0
22 H04. 05. 31	120,000	0.2		4	37	37	137,318	0	0
23 H04. 06. 29	43,059	0.18		29	2,176	0	96,472	0	0
24 H04. 06. 30	30,000	0.18		1	47	47	126,472	0	0
25 H04. 07. 27	44,881	0.18		27	1,679	0	83,317	0	0
26 H04. 07. 31	100,000	0.18		4	163	163	183,317	0	0
27 H04. 07. 31	150,000	0.18		0	0	163	333,317	0	0
28 H04. 08. 27	132,019	0.18		27	4,426	0	205,887	0	0
29 H04. 08. 31	120,000	0.18		4	405	405	325,887	0	0
30 H04. 09. 28	34,067	0.18		28	4,487	0	296,712	0	0
31 H04. 09. 30	50,000	0.18		2	291	291	346,712	0	0
32 H04. 09. 30	30,000	0.18		0	0	291	376,712	0	0
33 H04. 10. 27	44,067	0.18		27	5,002	0	337,938	0	0
34 H04. 10. 31	50,000	0.18		4	664	664	387,938	0	0
35 H04. 10. 31	30,000	0.18		0	0	664	417,938	0	0
36 H04. 11. 27	75,047	0.18		27	5,549	0	349,104	0	0
37 H04. 12. 28	44,067	0.18		31	5,322	0	310,359	0	0
38 H05. 01. 27	44,067	0.18		30	4,590	0	270,882	0	0
39 H05. 02. 25	120,000	0.18		29	3,873	3,873	390,882	0	0
40 H05. 02. 25	20,000	0.18		4	869	0	401,557	0	0
41 H05. 02. 25	64,832	0.18		0	0	3,873	410,882	0	0
42 H05. 03. 01	30,000	0.18		12	2,025	2,025	372,269	0	0
43 H05. 03. 29	44,067	0.18		4	869	0	401,557	0	0
44 H05. 04. 10	30,000	0.18		12	2,025	2,025	372,269	0	0
45 H05. 04. 17	20,000	0.18		7	1,285	3,310	392,269	0	0

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 5%	過払利息 残額
46 H05. 04. 22	30,000	0.18	5	967	4,277	422,269	0	0	0	0
47 H05. 04. 27	30,000	0.18	5	1,041	0	397,587	0	0	0	0
48 H05. 05. 22	20,000	0.18	25	4,901	4,901	417,587	0	0	0	0
49 H05. 05. 27	30,000	0.18	5	1,029	0	393,517	0	0	0	0
50 H05. 06. 28	30,000	0.18	32	6,210	0	369,727	0	0	0	0
51 H05. 07. 17	30,000	0.18	19	3,464	3,464	399,727	0	0	0	0
52 H05. 07. 27	30,000	0.18	10	1,971	0	375,162	0	0	0	0
53 H05. 08. 27	30,000	0.18	31	5,735	0	350,897	0	0	0	0
54 H05. 09. 03	30,000	0.18	7	1,211	1,211	380,897	0	0	0	0
55 H05. 09. 27	30,000	0.18	24	4,508	0	356,616	0	0	0	0
56 H05. 10. 27	30,000	0.18	30	5,275	0	331,891	0	0	0	0
57 H05. 11. 06	20,000	0.18	10	1,636	1,636	351,891	0	0	0	0
58 H05. 11. 08	10,000	0.18	2	347	1,983	361,891	0	0	0	0
59 H05. 11. 29	30,000	0.18	21	3,747	0	337,621	0	0	0	0
60 H05. 12. 27	30,000	0.18	28	4,661	0	312,282	0	0	0	0
61 H06. 01. 25	30,000	0.18	29	4,466	4,466	342,282	0	0	0	0
62 H06. 01. 27	30,000	0.18	2	337	0	317,085	0	0	0	0
63 H06. 02. 05	20,000	0.18	9	1,407	1,407	337,085	0	0	0	0
64 H06. 02. 28	30,000	0.18	23	3,823	0	312,315	0	0	0	0
65 H06. 03. 28	30,000	0.18	28	4,312	0	286,627	0	0	0	0
66 H06. 04. 27	30,000	0.18	30	4,240	0	260,867	0	0	0	0
67 H06. 05. 07	50,000	0.18	10	1,286	1,286	310,867	0	0	0	0
68 H06. 05. 27	30,000	0.18	20	3,066	0	285,219	0	0	0	0
69 H06. 06. 27	30,000	0.18	31	4,360	0	259,579	0	0	0	0
70 H06. 07. 04	30,000	0.18	7	896	896	289,579	0	0	0	0
71 H06. 07. 27	30,000	0.18	23	3,284	0	263,759	0	0	0	0
72 H06. 08. 26	10,000	0.18	30	3,902	3,902	273,759	0	0	0	0
73 H06. 08. 29	30,000	0.18	3	405	0	248,066	0	0	0	0
74 H06. 09. 07	20,000	0.18	9	1,101	1,101	268,066	0	0	0	0
75 H06. 09. 27	30,000	0.18	20	2,643	0	241,810	0	0	0	0
76 H06. 10. 27	30,000	0.18	30	3,577	0	215,387	0	0	0	0
77 H06. 10. 31	10,000	0.18	4	424	424	225,387	0	0	0	0
78 H06. 11. 28	30,000	0.18	28	3,112	0	198,923	0	0	0	0
79 H06. 11. 30	10,000	0.18	2	196	196	208,923	0	0	0	0
80 H06. 12. 06	20,000	0.18	6	618	814	228,923	0	0	0	0
81 H06. 12. 27	30,000	0.18	21	2,370	0	202,107	0	0	0	0
82 H07. 01. 27	30,000	0.18	31	3,089	0	175,196	0	0	0	0
83 H07. 02. 04	40,000	0.18	8	691	691	215,196	0	0	0	0
84 H07. 02. 27	30,000	0.18	23	2,440	0	188,327	0	0	0	0
85 H07. 03. 27	30,000	0.18	28	2,600	0	160,927	0	0	0	0
86 H07. 04. 27	30,000	0.18	31	2,460	0	133,387	0	0	0	0
87 H07. 05. 26	10,000	0.18	29	1,907	1,907	143,387	0	0	0	0
88 H07. 05. 29	30,000	0.18	3	212	0	115,506	0	0	0	0
89 H07. 06. 27	59,266	0.18	29	1,651	0	57,891	0	0	0	0
90 H07. 06. 29	20,000	0.18	2	57	57	77,891	0	0	0	0
91 H07. 07. 03	50,000	0.18	4	153	210	127,891	0	0	0	0
92 H07. 07. 27	30,000	0.18	24	1,513	0	99,614	0	0	0	0
93 H07. 08. 13	10,000	0.18	17	835	835	109,614	0	0	0	0
94 H07. 08. 28	30,000	0.18	15	810	0	81,259	0	0	0	0
95 H07. 09. 04	10,000	0.18	23	1,035	0	62,574	0	0	0	0
96 H07. 09. 27	30,000	0.18	10	308	308	82,574	0	0	0	0
97 H07. 10. 07	20,000	0.18	10	308	308	82,574	0	0	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息残 額
98	H7.10.27	30,000	0.18		17	450	450	73,696	0	0
99	H7.11.13	20,000	0.18		17	450	53,696			
100	H7.11.27		30,000	0.18	14	508	0	44,654	0	0
101	H7.12.27		30,000	0.18	30	660	0	15,314	0	0
102	H8.1.29		30,000	0.18	33	248	0	-14,438	0	0
103	H8.2.7	50,000		0.18	9	0	0	35,545	-17	0
104	H8.2.27		30,000	0.18	20	349	0	5,894	0	0
105	H8.3.27		30,000	0.18	29	84	0	-24,022	0	0
106	H8.4.30		30,000	0.18	34	0	0	-54,022	-111	-111
107	H8.5.18	50,000		0.18				-34,265		
108	H8.5.27		30,000	0.18				-34,265		
109	H8.6.27		30,000	0.18	31	0	0	-64,265	-145	-145
110	H8.7.29		30,000	0.18	32	0	0	-94,265	-280	-425
111	H8.8.27		30,000	0.18	29	0	0	-124,265	-373	-798
112	H8.9.27	70,000		0.18	31	0	0	-55,589	-526	0
113	H8.9.27		30,000	0.18	32	0	0	-85,589	0	0
114	H8.10.28		30,000	0.18	31	0	0	-115,589	-362	-362
115	H8.11.27		30,000	0.18	30	0	0	-145,589	-473	-835
116	H8.12.27		404,960	0.18	30	0	0	-550,549	-596	-1,431
117	H8.12.27		9,673	0.18	0	0	0	-560,222	0	-1,431
118	H8.12.27		30,000	0.18	0	0	0	-590,222	0	-1,431
119	H22.6.17		0.18	4,920	0	0	0	-590,222	-397,550	-398,981
120			0.18	0	0	0	0	0	0	0
121			0.18	0	0	0	0	0	0	0
122			0.18	0	0	0	0	0	0	0
123			0.18	0	0	0	0	0	0	0
124			0.18	0	0	0	0	0	0	0
125			0.18	0	0	0	0	0	0	0
126			0.18	0	0	0	0	0	0	0
127			0.18	0	0	0	0	0	0	0
128			0.18	0	0	0	0	0	0	0
129			0.18	0	0	0	0	0	0	0
130			0.18	0	0	0	0	0	0	0
131			0.18	0	0	0	0	0	0	0
132			0.18	0	0	0	0	0	0	0
133			0.18	0	0	0	0	0	0	0
134			0.18	0	0	0	0	0	0	0
135			0.18	0	0	0	0	0	0	0
136			0.18	0	0	0	0	0	0	0
137			0.18	0	0	0	0	0	0	0
138			0.18	0	0	0	0	0	0	0
139			0.18	0	0	0	0	0	0	0
140			0.18	0	0	0	0	0	0	0
141			0.18	0	0	0	0	0	0	0
142			0.18	0	0	0	0	0	0	0
143			0.18	0	0	0	0	0	0	0
144			0.18	0	0	0	0	0	0	0
145			0.18	0	0	0	0	0	0	0
146			0.18	0	0	0	0	0	0	0
147			0.18	0	0	0	0	0	0	0

別 紙 2

利息制限法計算書

契約者名

平成22年9月16日
㈱エントコーポレーション

名古屋管理センター

様

借入金額合計

530,000

未返済額

830,516

返済利息

返済利息及額

総合計

-115,928

0

-60,440

-176,368

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未返済利息	残元金	過払利息	過払利息
平成8年6月25日	300,000		18.0%			300,000			
平成8年7月29日		10,000	18.0%	34	5,016	0	295,016	0	0
平成8年8月27日		10,000	18.0%	29	4,207	0	289,223	0	0
平成8年9月27日		10,000	18.0%	31	4,409	0	283,632	0	0
平成8年10月28日		10,000	18.0%	31	4,324	0	277,956	0	0
平成8年11月27日		10,000	18.0%	30	4,100	0	272,056	0	0
平成8年12月27日		10,000	18.0%	30	4,013	0	266,069	0	0
平成8年12月31日		0	18.0%	4	523	523	266,069	0	0
平成9年1月27日		10,000	18.0%	27	3,542	0	260,134	0	0
平成9年2月27日		10,000	18.0%	31	3,976	0	254,110	0	0
平成9年3月27日		10,000	18.0%	28	3,508	0	247,618	0	0
平成9年4月4日	30,000		18.0%	8	976	976	277,618	0	0
平成9年4月28日		10,000	18.0%	24	3,285	0	271,879	0	0
平成9年5月27日		10,000	18.0%	29	3,888	0	265,767	0	0
平成9年6月27日		10,000	18.0%	31	4,062	0	259,829	0	0
平成9年7月28日		10,000	18.0%	31	3,972	0	253,801	0	0
平成9年8月27日		10,000	18.0%	30	3,754	0	247,556	0	0
平成9年9月29日		15,000	18.0%	33	4,028	0	236,583	0	0
平成9年10月24日	200,000		18.0%	25	2,916	2,916	436,583	0	0
平成9年10月27日		15,000	18.0%	3	645	0	425,144	0	0
平成9年11月27日		15,000	18.0%	31	6,499	0	416,643	0	0
平成9年12月29日		15,000	18.0%	32	6,574	0	408,217	0	0
平成10年1月27日		15,000	18.0%	29	5,838	0	399,055	0	0
平成10年2月27日		15,000	18.0%	31	6,100	0	390,155	0	0
平成10年3月27日		15,000	18.0%	28	5,387	0	380,542	0	0
平成10年4月27日		15,000	18.0%	31	5,817	0	371,359	0	0
平成10年5月27日		15,000	18.0%	30	5,494	0	361,853	0	0
平成10年6月29日		15,000	18.0%	33	5,888	0	352,741	0	0
平成10年7月27日		15,000	18.0%	28	4,870	0	342,611	0	0
平成10年8月27日		15,000	18.0%	31	5,237	0	332,848	0	0
平成10年9月28日		15,000	18.0%	32	5,252	0	323,100	0	0
平成10年10月27日		15,000	18.0%	29	4,620	0	312,720	0	0
平成10年11月27日		15,000	18.0%	31	4,780	0	302,500	0	0
平成10年12月28日		15,000	18.0%	31	4,624	0	292,124	0	0
平成11年1月27日		15,000	18.0%	30	4,321	0	281,445	0	0
平成11年2月27日		15,000	18.0%	33	4,580	0	271,025	0	0
平成11年3月29日		15,000	18.0%	28	3,742	0	259,767	0	0
平成11年4月27日		15,000	18.0%	29	3,715	0	248,482	0	0
平成11年5月27日		15,000	18.0%	30	3,076	0	237,158	0	0
平成11年6月28日		15,000	18.0%	32	3,742	0	225,900	0	0
平成11年7月27日		15,000	18.0%	29	3,230	0	214,130	0	0
平成11年8月27日		15,000	18.0%	31	3,273	0	202,403	0	0
平成11年9月27日		15,000	18.0%	31	3,094	0	190,497	0	0
平成11年10月27日		15,000	18.0%	30	2,818	0	178,315	0	0
平成11年11月29日		15,000	18.0%	33	2,901	0	166,216	0	0
平成11年12月27日		15,000	18.0%	28	2,295	0	153,511	0	0
平成12年1月31日		0	18.0%	4	302	302	153,511	0	0
平成12年1月12日		270,646	18.0%	12	905	0	-115,928	0	0

利息制限法に基づく法定金利計算書(1)

(1円未満切捨。利息計算は毎年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]
 契約: [REDACTED]
 業者名: (株)オリエントコーポレーション
 作成者:

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1 H02. 07. 31	30,000	30,659	0.2	27	443	0	30,000	-216	0
2 H02. 08. 27		0.2		34	0	0	49,783	-1	0
3 H02. 09. 30	50,000	0.2		0	0	0	44,270	0	0
4 H02. 10. 29		6,304	0.2	29	791	0	39,112	0	0
5 H02. 11. 27		5,861	0.2	29	703	0	39,112	0	0
6 H02. 11. 30	30,000	0.2		3	64	64	69,112	0	0
7 H02. 12. 27		36,658	0.2	27	1,022	0	33,540	0	0
8 H02. 12. 31	30,000	0.2		4	73	73	63,540	0	0
9 H03. 01. 28		37,030	0.2	28	974	0	27,557	0	0
10 H03. 02. 27		5,861	0.2	30	452	0	22,148	0	0
11 H03. 03. 27		5,861	0.2	28	339	0	16,626	0	0
12 H03. 04. 30		5,861	0.2	34	309	0	11,074	0	0
13 H03. 05. 27		5,861	0.2	27	163	0	5,376	0	0
14 H03. 06. 27		5,861	0.2	31	91	0	-394	0	0
15 H03. 06. 30	40,000	0.2		3	0	0	39,606	0	0
16 H03. 07. 29		46,916	0.2	29	629	0	-6,681	0	0
17 H04. 01. 31	50,000	0.2		186	0	0	43,149	-170	0
18 H04. 02. 27		51,357	0.2	27	636	0	-7,572	0	0
19 H04. 03. 31	80,000	0.2		33	0	0	72,394	-34	0
20 H04. 04. 27		28,597	0.2	27	1,068	0	44,865	0	0
21 H04. 05. 27		28,282	0.2	30	735	0	17,318	0	0
22 H04. 05. 31	120,000	0.2		4	37	37	137,318	0	0
23 H04. 06. 29		43,059	0.18	29	2,176	0	96,472	0	0
24 H04. 06. 30	30,000	0.18		1	47	47	126,472	0	0
25 H04. 07. 27		44,881	0.18	27	1,679	0	83,317	0	0
26 H04. 07. 31	100,000	0.18		4	163	163	183,317	0	0
27 H04. 07. 31	150,000	0.18		0	0	163	333,317	0	0
28 H04. 08. 27		132,019	0.18	27	4,426	0	205,887	0	0
29 H04. 08. 31	120,000	0.18		4	405	405	325,887	0	0
30 H04. 09. 28		34,067	0.18	28	4,487	0	296,712	0	0
31 H04. 09. 30	50,000	0.18		2	291	291	346,712	0	0
32 H04. 09. 30	30,000	0.18		0	0	291	376,712	0	0
33 H04. 10. 27		44,067	0.18	27	5,002	0	337,938	0	0
34 H04. 10. 31	50,000	0.18		4	664	664	387,938	0	0
35 H04. 10. 31	30,000	0.18		0	0	664	417,938	0	0
36 H04. 11. 27		75,047	0.18	27	5,549	0	349,104	0	0
37 H04. 12. 28		44,067	0.18	31	5,322	0	310,359	0	0
38 H05. 01. 27		44,067	0.18	30	4,590	0	270,882	0	0
39 H05. 02. 25	120,000	0.18		29	3,873	3,873	390,882	0	0
40 H05. 02. 25	20,000	0.18		4	0	0	3,873	410,882	0
41 H05. 02. 25		44,067	0.18	4	869	0	401,557	0	0
42 H05. 03. 01		64,832	0.18	28	5,544	0	342,269	0	0
43 H05. 03. 29		0.18		12	2,025	2,025	372,269	0	0
44 H05. 04. 10	30,000	0.18		0	0	3,873	440,882	0	0
45 H05. 04. 17	20,000	0.18		7	1,285	3,310	392,269	0	0

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 5%	残額
46 H05. 04. 22	30,000	0.18	5	967	4,277	422,269	0	0	0	0
47 H05. 04. 27	30,000	0.18	5	1,041	0	397,587	0	0	0	0
48 H05. 05. 22	20,000	0.18	25	4,901	4,901	417,587	0	0	0	0
49 H05. 05. 27	30,000	0.18	5	1,029	0	393,517	0	0	0	0
50 H05. 06. 28	30,000	0.18	32	6,210	0	369,727	0	0	0	0
51 H05. 07. 17	30,000	0.18	19	3,464	3,464	399,727	0	0	0	0
52 H05. 07. 27	30,000	0.18	10	1,971	0	375,162	0	0	0	0
53 H05. 08. 27	30,000	0.18	31	5,735	0	350,897	0	0	0	0
54 H05. 09. 03	30,000	0.18	7	1,211	1,211	380,897	0	0	0	0
55 H05. 09. 27	30,000	0.18	24	4,508	0	356,616	0	0	0	0
56 H05. 10. 27	30,000	0.18	30	5,275	0	331,891	0	0	0	0
57 H05. 11. 06	20,000	0.18	10	1,636	1,636	351,891	0	0	0	0
58 H05. 11. 08	10,000	0.18	2	347	1,983	361,891	0	0	0	0
59 H05. 11. 29	30,000	0.18	21	3,747	0	337,621	0	0	0	0
60 H05. 12. 27	30,000	0.18	28	4,661	0	312,282	0	0	0	0
61 H06. 01. 25	30,000	0.18	29	4,466	4,466	342,282	0	0	0	0
62 H06. 01. 27	30,000	0.18	2	337	0	317,085	0	0	0	0
63 H06. 02. 05	20,000	0.18	9	1,407	1,407	337,085	0	0	0	0
64 H06. 02. 28	30,000	0.18	23	3,823	0	312,315	0	0	0	0
65 H06. 03. 28	30,000	0.18	28	4,312	0	286,627	0	0	0	0
66 H06. 04. 27	30,000	0.18	30	4,240	0	260,867	0	0	0	0
67 H06. 05. 07	50,000	0.18	10	1,286	1,286	310,867	0	0	0	0
68 H06. 05. 27	30,000	0.18	20	3,066	0	285,219	0	0	0	0
69 H06. 06. 27	30,000	0.18	31	4,360	0	259,579	0	0	0	0
70 H06. 07. 04	30,000	0.18	7	896	896	289,579	0	0	0	0
71 H06. 07. 27	30,000	0.18	23	3,284	0	263,759	0	0	0	0
72 H06. 08. 26	10,000	0.18	31	4,360	0	273,759	0	0	0	0
73 H06. 08. 29	30,000	0.18	3	405	0	248,066	0	0	0	0
74 H06. 09. 07	20,000	0.18	9	1,101	1,101	268,066	0	0	0	0
75 H06. 09. 27	30,000	0.18	20	2,643	0	241,810	0	0	0	0
76 H06. 10. 27	30,000	0.18	30	3,577	0	215,387	0	0	0	0
77 H06. 10. 31	10,000	0.18	4	424	424	225,387	0	0	0	0
78 H06. 11. 28	30,000	0.18	28	3,112	0	198,923	0	0	0	0
79 H06. 11. 30	10,000	0.18	2	196	196	208,923	0	0	0	0
80 H06. 12. 06	20,000	0.18	6	618	814	228,923	0	0	0	0
81 H06. 12. 27	30,000	0.18	21	2,370	0	202,107	0	0	0	0
82 H07. 01. 27	30,000	0.18	31	3,089	0	175,196	0	0	0	0
83 H07. 02. 04	40,000	0.18	8	691	691	215,196	0	0	0	0
84 H07. 02. 27	30,000	0.18	23	2,440	0	188,327	0	0	0	0
85 H07. 03. 27	30,000	0.18	28	2,600	0	160,927	0	0	0	0
86 H07. 04. 27	30,000	0.18	31	2,460	0	133,387	0	0	0	0
87 H07. 05. 26	10,000	0.18	29	1,907	1,907	143,387	0	0	0	0
88 H07. 05. 29	30,000	0.18	3	212	0	115,506	0	0	0	0
89 H07. 06. 27	59,266	0.18	29	1,651	0	57,891	0	0	0	0
90 H07. 06. 29	20,000	0.18	2	57	57	77,891	0	0	0	0
91 H07. 07. 03	50,000	0.18	4	153	210	127,891	0	0	0	0
92 H07. 07. 27	30,000	0.18	24	1,513	0	99,614	0	0	0	0
93 H07. 08. 13	10,000	0.18	17	835	835	109,614	0	0	0	0
94 H07. 08. 28	30,000	0.18	23	1,035	0	81,259	0	0	0	0
95 H07. 09. 04	10,000	0.18	7	280	280	91,259	0	0	0	0
96 H07. 09. 27	30,000	0.18	23	1,035	0	62,574	0	0	0	0
97 H07. 10. 07	20,000	0.18	10	308	308	82,574	0	0	0	0

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
98 H07. 10. 27									
99 H07. 11. 13	20, 000	30, 000	0. 18	20	814	0	53, 696	0	0
		30, 000	0. 18	17	450	450	73, 696	0	0
100 H07. 11. 27		30, 000	0. 18	14	508	0	44, 654	0	0
101 H07. 12. 27		30, 000	0. 18	30	660	0	15, 314	0	0
102 H08. 01. 29		30, 000	0. 18	33	248	0	-14, 438	0	0
103 H08. 02. 07	50, 000	30, 000	0. 18	9	0	0	35, 545	-17	0
104 H08. 02. 27		30, 000	0. 18	20	349	0	5, 894	0	0
105 H08. 03. 27		30, 000	0. 18	29	84	0	-24, 022	0	0
106 H08. 04. 30		30, 000	0. 18	34	0	0	-54, 022	-111	-111
107 H08. 05. 18	50, 000	30, 000	0. 18	18	0	0	-4, 265	-132	-132
108 H08. 05. 27		30, 000	0. 18	9	0	0	-34, 265	-5	-5
109 H08. 06. 27		0. 18	31	0	0	0	-34, 265	-145	-150
110 H08. 07. 29		0. 18	32	0	0	0	-34, 265	-149	-294
111 H08. 08. 27		0. 18	29	0	0	0	-34, 265	-135	-434
112 H08. 09. 27	70, 000	0. 18	31	0	0	0	35, 156	-145	0
113 H08. 09. 27		30, 000	0. 18	0	0	0	5, 156	0	0
114 H08. 10. 28		5, 234	0. 18	31	78	0	0	0	0
115 H08. 11. 27		0. 18	30	0	0	0	0	0	0
116 H08. 12. 27		0. 18	30	0	0	0	0	0	0
117 H08. 12. 27		0. 18	0	0	0	0	0	0	0
118 H08. 12. 27		0. 18	0	0	0	0	0	0	0
119 H22. 06. 17		0. 18	4, 920	0	0	0	0	0	0

別紙 4

利息制限法に基づく法定金利計算書(2)

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息は5%。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]

契約: アメニティカード

業者名: (株)オリエントコーポレーション

作成者:

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息 5%	過払利息 残額
1 H08. 06. 25	300,000	0	0.18	30,000	0	300,000	0	0	0
2 H08. 06. 27	30,000	0	0.18	2	295	0	270,295	0	0
3 H08. 07. 29	40,000	0	0.18	32	4,253	0	234,548	0	0
4 H08. 08. 27	40,000	0	0.18	29	3,345	0	197,893	0	0
5 H08. 09. 27	10,000	0	0.18	31	3,017	0	190,910	0	0
6 H08. 10. 28	34,766	0	0.18	31	2,910	0	159,054	0	0
7 H08. 11. 27	40,000	0	0.18	30	2,346	0	121,400	0	0
8 H08. 12. 27	455,920	0	0.18	30	1,791	0	-332,729	0	0
9 H09. 01. 27	10,000	0	0.18	31	0	0	-342,729	-1,412	-1,412
10 H09. 02. 27	10,000	0	0.18	31	0	0	-352,729	-1,455	-2,86
11 H09. 03. 27	10,000	0	0.18	28	0	0	-362,729	-1,352	-4,21
12 H09. 04. 04	30,000	0	0.18	8	0	0	-337,345	-397	0
13 H09. 04. 28	10,000	0	0.18	24	0	0	-347,345	-1,109	-1,109
14 H09. 05. 27	10,000	0	0.18	29	0	0	-357,345	-1,379	-2,48
15 H09. 06. 27	10,000	0	0.18	31	0	0	-367,345	-1,517	-4,00
16 H09. 07. 28	10,000	0	0.18	31	0	0	-377,345	-1,559	-5,56
17 H09. 08. 27	10,000	0	0.18	30	0	0	-387,345	-1,550	-7,11
18 H09. 09. 29	15,000	0	0.18	33	0	0	-402,345	-1,751	-8,86
19 H09. 10. 24	200,000	0	0.18	25	0	0	-212,587	-1,377	0
20 H09. 10. 27	15,000	0	0.18	3	0	0	-227,587	-87	-8
21 H09. 11. 27	15,000	0	0.18	31	0	0	-242,587	-966	-1,05
22 H09. 12. 29	15,000	0	0.18	32	0	0	-257,587	-1,063	-2,11
23 H10. 01. 27	15,000	0	0.18	29	0	0	-272,587	-1,023	-3,13
24 H10. 02. 27	15,000	0	0.18	31	0	0	-287,587	-1,157	-4,29
25 H10. 03. 27	15,000	0	0.18	28	0	0	-302,587	-1,103	-5,39
26 H10. 04. 27	15,000	0	0.18	31	0	0	-317,587	-1,284	-6,68
27 H10. 05. 27	15,000	0	0.18	30	0	0	-332,587	-1,305	-7,98
28 H10. 06. 29	15,000	0	0.18	33	0	0	-347,587	-1,503	-9,49
29 H10. 07. 27	15,000	0	0.18	28	0	0	-362,587	-1,333	-10,82
30 H10. 08. 27	15,000	0	0.18	31	0	0	-377,587	-1,539	-12,36
31 H10. 09. 28	15,000	0	0.18	32	0	0	-392,587	-1,655	-14,01
32 H10. 10. 27	15,000	0	0.18	29	0	0	-407,587	-1,559	-15,57
33 H10. 11. 27	15,000	0	0.18	31	0	0	-422,587	-1,730	-17,30
34 H10. 12. 28	15,000	0	0.18	31	0	0	-437,587	-1,794	-19,10
35 H11. 01. 27	15,000	0	0.18	30	0	0	-452,587	-1,798	-20,89
36 H11. 03. 01	15,000	0	0.18	33	0	0	-467,587	-2,045	-22,94
37 H11. 03. 29	15,000	0	0.18	28	0	0	-482,587	-1,793	-24,73
38 H11. 04. 27	15,000	0	0.18	29	0	0	-497,587	-1,917	-26,65
39 H11. 05. 27	15,000	0	0.18	30	0	0	-512,587	-2,044	-28,69
40 H11. 06. 28	15,000	0	0.18	32	0	0	-527,587	-2,246	-30,94
41 H11. 07. 27	15,000	0	0.18	29	0	0	-542,587	-2,095	-33,03
42 H11. 08. 27	15,000	0	0.18	31	0	0	-557,587	-2,304	-35,34
43 H11. 09. 27	15,000	0	0.18	31	0	0	-572,587	-2,367	-37,71
44 H11. 10. 27	15,000	0	0.18	30	0	0	-587,587	-2,353	-40,06
45 H11. 11. 29	15,000	0	0.18	33	0	0	-602,587	-2,656	-42,71

年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残額
46 H11. 12. 27	15,000	0.18	28	0	0	-617,587	-2,311	-45,03	
47 H12. 01. 12	270,646	0.18	16	0	0	-888,233	-1,350	-46,38	
48 H22. 06. 17	0.18	3,809	0	0	0	-888,233	-463,097	-509,47	
49	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
50	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
51	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
52	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
53	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
54	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
55	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
56	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
57	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
58	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
59	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
60	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
61	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
62	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
63	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
64	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
65	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
66	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
67	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
68	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
69	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
70	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
71	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
72	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
73	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
74	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
75	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
76	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
77	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
78	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
79	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
80	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
81	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
82	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
83	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
84	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
85	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
86	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
87	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
88	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
89	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
90	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
91	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
92	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
93	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
94	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
95	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
96	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0
97	0.18	0	0	0	0	0	0	0	0

別紙 5

利息制限法に基づく法定金利計算書 /

債務者 [REDACTED]
会員番号 [REDACTED]

業者名 株式会社オリエントコーポレーション

過払利率 5%

取引日	借入額	返済額	利率	日数	遅延	利息	損害金	元金	残元金	未払利息	過払金の 過払金利息 充当額
1 H02.07.31	30,000	30,659	20	0	0	443	0	30,216	-216	0	0
2 H02.08.27				20	27	0	0	0	0	0	0
3 H02.09.30	50,000			20	34	0	0	0	49,783	0	1
4 H02.10.29				6,304	20	29	0	791	0	5,513	44,270
5 H02.11.27				5,861	20	29	0	703	0	5,158	39,112
6 H02.11.30	30,000			20	3	0	64	0	0	69,112	64
7 H02.12.27				36,658	20	27	0	1,022	0	35,572	33,540
8 H02.12.31	30,000			20	4	0	73	0	0	63,540	73
9 H03.01.28				37,030	20	28	0	974	0	35,983	27,557
10 H03.02.27				5,861	20	30	0	452	0	5,409	22,148
11 H03.03.27				5,861	20	28	0	339	0	5,522	16,626
12 H03.04.30				5,861	20	34	0	309	0	5,552	11,074
13 H03.05.27				5,861	20	27	0	163	0	5,698	5,376
14 H03.06.27				5,861	20	31	0	91	0	5,770	-394
15 H03.06.30	40,000			20	3	0	0	0	0	39,806	0
16 H03.07.29				46,916	20	29	0	629	0	46,287	-6,881
17 H04.01.31	50,000			20	186	0	0	0	43,149	0	170
18 H04.02.27				51,357	20	27	0	636	0	50,721	-7,572
19 H04.03.31	80,000			20	33	0	0	0	0	72,394	0
20 H04.04.27				28,597	20	27	0	1,068	0	27,529	44,865
21 H04.05.27				28,282	20	30	0	735	0	27,547	17,318
22 H04.05.31	120,000			20	4	0	37	0	0	137,318	37
23 H04.06.29				43,059	20	29	0	2,176	0	40,846	96,472
24 H04.06.30	30,000			20	1	0	52	0	0	126,472	52
25 H04.07.27				44,881	20	27	0	1,885	0	42,964	83,508
26 H04.07.31	100,000			20	4	0	182	0	0	183,508	182
27 H04.07.31	150,000			18	0	0	0	0	0	333,508	0
28 H04.08.27				132,019	18	27	0	4,428	0	127,409	206,999
29 H04.08.31	120,000			18	4	0	405	0	0	326,099	405
30 H04.09.28				34,067	18	28	0	4,490	0	29,172	296,927
31 H04.09.30	50,000			18	2	0	292	0	0	346,927	292
32 H04.09.30	30,000			18	0	0	0	0	0	376,927	292
33 H04.10.27				44,067	18	27	0	5,005	0	38,770	0
34 H04.10.31	50,000			18	4	0	665	0	0	388,157	665
35 H04.10.31	30,000			18	0	0	0	0	0	418,157	665
36 H04.11.27				75,047	18	27	0	5,52	0	68,830	349,327
37 H04.12.28				44,067	18	31	0	5,325	0	38,742	310,585
38 H05.01.27				44,067	18	30	0	4,593	0	39,474	271,111
39 H05.02.25	120,000			18	29	0	3,877	0	0	391,111	3,877
40 H05.02.25	20,000			18	0	0	0	0	0	411,111	3,877
41 H05.02.25	30,000			18	0	0	0	0	0	441,111	3,877
42 H05.03.01				44,067	18	4	0	870	0	39,320	401,791
43 H05.03.29				64,832	18	28	0	5,548	0	59,284	342,507
44 H05.04.10	30,000			18	12	0	2,026	0	0	372,507	2,026
45 H05.04.17	20,000			18	7	0	1,285	0	0	392,507	3,311
46 H05.04.22	30,000			18	5	0	967	0	0	422,507	4,278
47 H05.04.27				30,000	18	19	0	1,041	0	24,681	397,826
48 H05.05.22	20,000			18	5	0	4,904	0	0	417,826	4,904
49 H05.05.27				30,000	18	25	0	1,030	0	24,066	393,760
50 H05.06.28				30,000	18	32	0	6,213	0	23,787	369,973
51 H05.07.17	30,000			18	19	0	3,466	0	0	399,973	3,466
52 H05.07.27				30,000	18	10	0	1,972	0	24,562	375,411
53 H05.08.27				30,000	18	31	0	5,739	0	24,261	351,150
54 H05.09.03	30,000			18	7	0	1,212	0	0	381,150	1,212
55 H05.09.27				30,000	18	24	0	4,511	0	24,277	356,873
56 H05.11.06	20,000			18	30	0	5,279	0	0	322,152	0
57 H05.11.06				18	10	0	1,638	0	0	352,152	1,638
58 H05.11.08	10,000			18	2	0	347	0	0	362,152	1,985
59 H05.11.29				30,000	18	21	0	3,750	0	24,265	337,887
60 H05.12.27				30,000	18	28	0	4,665	0	25,335	312,552
61 H06.01.25	30,000			18	29	0	4,469	0	0	342,552	4,469
62 H06.01.27				30,000	18	2	0	337	0	25,194	317,358
63 H06.02.05	20,000			18	9	0	1,408	0	0	337,358	1,408
64 H06.02.28				30,000	18	23	0	3,826	0	24,766	312,592
65 H06.03.28				30,000	18	28	0	4,316	0	25,684	286,908
66 H06.04.27				30,000	18	30	0	4,244	0	25,756	261,152
67 H06.05.07	50,000			18	10	0	1,287	0	0	311,152	1,287
68 H06.05.27				30,000	18	20	0	3,068	0	25,645	285,507

利息制限法に基づく法定金利計算書 /

取引日	借入額	返済額	利率	日数	遅延	利息	損害金	返還	元金額	残元金	未払利息	過払金の利息	充当額	
69 H06.06.27	30,000	18	31	0	4,364	0	25,636	259,871	0	259,871	0	0	0	
70 H06.07.04	30,000	18	7	0	897	0	0	289,871	897	0	0	0	0	
71 H06.07.27	30,000	18	23	0	3,287	0	25,816	264,055	0	264,055	0	0	0	
72 H06.08.26	10,000	18	30	0	3,906	0	0	274,055	3,906	0	274,055	0	0	
73 H06.08.29	30,000	18	3	0	405	0	25,689	248,366	0	248,366	0	0	0	
74 H06.09.07	20,000	18	9	0	1,102	0	0	0	0	0	-414,633	0	0	
75 H06.09.27	30,000	18	20	0	2,646	0	26,252	242,114	0	242,114	0	0	0	
76 H06.10.27	30,000	18	30	0	3,581	0	26,419	215,695	0	215,695	0	0	0	
77 H06.10.31	10,000	18	4	0	425	0	0	225,695	425	0	225,695	0	0	
78 H06.11.28	30,000	18	28	0	3,116	0	26,459	199,236	0	199,236	0	0	0	
79 H06.11.30	10,000	18	2	0	196	0	0	0	0	0	209,236	196	0	
80 H06.12.06	20,000	18	6	0	619	0	0	0	0	0	229,236	815	0	
81 H06.12.27	30,000	18	21	0	2,374	0	26,811	202,425	0	202,425	0	0	0	
82 H07.01.27	30,000	18	31	0	3,094	0	26,906	175,519	0	175,519	0	0	0	
83 H07.02.04	40,000	18	8	0	692	0	0	0	0	0	215,519	692	0	
84 H07.02.27	30,000	18	23	0	2,444	0	26,864	188,655	0	188,655	0	0	0	
85 H07.03.27	30,000	18	28	0	2,604	0	27,396	161,259	0	161,259	0	0	0	
86 H07.04.27	30,000	18	31	0	2,465	0	27,535	133,724	0	133,724	0	0	0	
87 H07.05.26	10,000	18	29	0	1,912	0	0	0	0	0	143,724	1,912	0	
88 H07.05.29	30,000	18	3	0	212	0	27,876	115,848	0	115,848	0	0	0	
89 H07.06.27	50,266	18	29	0	1,656	0	57,610	58,238	0	58,238	0	0	0	
90 H07.06.29	20,000	18	2	0	57	0	0	0	0	0	78,238	57	0	
91 H07.07.03	50,000	18	4	0	154	0	0	0	0	0	128,238	211	0	
92 H07.07.27	30,000	18	24	0	1,517	0	28,272	99,966	0	99,966	0	0	0	
93 H07.08.13	10,000	18	17	0	838	0	0	109,966	838	0	109,966	0	0	
94 H07.08.28	30,000	18	15	0	813	0	28,349	81,617	0	81,617	0	0	0	
95 H07.09.04	10,000	18	7	0	281	0	0	91,617	281	0	91,617	0	0	
96 H07.09.27	30,000	18	23	0	1,039	0	28,680	62,937	0	62,937	0	0	0	
97 H07.10.07	20,000	18	0	0	310	0	0	82,937	310	0	82,937	0	0	
98 H07.10.27	30,000	18	20	0	818	0	0	28,872	54,065	0	54,065	0	0	
99 H07.11.13	20,000	18	17	0	453	0	0	74,065	453	0	74,065	0	0	
100 H07.11.27	30,000	18	14	0	511	0	29,036	45,029	0	45,029	0	0	0	
101 H07.12.27	30,000	18	30	0	666	0	29,334	15,695	0	15,695	0	0	0	
102 H08.01.29	30,000	18	33	0	254	0	29,746	-14,051	0	-14,051	0	0	0	
103 H08.02.07	50,000	18	9	0	0	0	0	35,932	0	35,932	0	0	0	
104 H08.02.27	30,000	18	29	0	353	0	29,647	6,285	0	6,285	0	0	0	
105 H08.03.27	30,000	18	29	0	89	0	29,911	-23,626	0	-23,626	0	0	0	
106 H08.04.30	30,000	18	34	0	0	0	0	30,000	-53,626	0	-53,626	0	109	0
107 H08.05.18	50,000	18	18	0	0	0	0	0	-3,866	0	-3,866	0	131	240
108 H08.05.27	30,000	18	9	0	0	0	0	30,000	-33,866	0	-33,866	0	4	0
109 H08.06.27	30,000	18	31	0	0	0	0	30,000	-63,866	0	-63,866	0	143	0
110 H08.06.27	64,013	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	147
111 H08.07.29	30,000	18	32	0	0	0	0	30,000	-30,000	0	-30,000	0	0	0
112 H08.07.29	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
113 H08.08.27	30,000	18	29	0	0	0	0	30,000	-30,000	0	-30,000	0	0	0
114 H08.08.27	30,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
115 H08.09.27	70,000	18	31	0	0	0	0	0	70,000	0	70,000	0	0	0
116 H08.09.27	30,000	18	0	0	0	0	0	30,000	40,000	0	40,000	0	0	0
117 H08.10.28	30,000	18	31	0	609	0	29,391	10,609	0	10,609	0	0	0	
118 H08.11.27	30,000	18	30	0	156	0	29,844	-19,235	0	-19,235	0	0	0	
119 H08.11.27	19,235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
120 H08.12.27	404,960	18	30	0	0	0	0	404,960	-404,960	0	-404,960	0	0	0
121 H08.12.27	9,673	18	0	0	0	0	0	9,673	0	0	9,673	0	0	0
122 H08.12.27	30,000	18	0	0	0	0	0	30,000	-444,633	0	-444,633	0	0	0
123 H08.12.27	79,622	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-365,011	0	0	0
124 H09.10.24	133,983	0	0	301	0	0	0	0	0	0	-246,077	0	15,049	15,049
125 H22.06.17		18	4619	0	0	0	0	0	0	0	0	155,601	0	0

未充当額合計
155,601

155,601

別 紙 6

利息制限法に基づく法定金利計算書 2

債務者

会員番号

業者名 株式会社オリエントコーポレーション

過払利率 5%

取引日	借入額	返済額	利率	日数	遅延	利息	損害金	元金	残元金	未払利息	過払金の過払金利息	充当額
1 H08.06.25	300,000	18	0	0	0	0	0	300,000	0	0	0	0
2 H08.06.27	30,000	18	2	0	295	0	29,705	270,295	0	0	0	0
3 H08.06.27	64,013	18	0	0	0	0	64,013	206,282	0	0	0	0
4 H08.07.29	10,000	18	32	0	3,246	0	6,754	199,528	0	0	0	0
5 H08.07.29	30,000	18	0	0	0	0	30,000	169,528	0	0	0	0
6 H08.08.27	10,000	18	29	0	2,417	0	7,583	161,945	0	0	0	0
7 H08.08.27	30,000	18	0	0	0	0	30,000	131,945	0	0	0	0
8 H08.09.27	10,000	18	31	0	2,011	0	7,989	123,956	0	0	0	0
9 H08.10.28	10,000	18	31	0	1,889	0	8,111	115,845	0	0	0	0
10 H08.11.27	10,000	18	30	0	1,709	0	8,291	107,554	0	0	0	0
11 H08.11.27	19,235	18	0	0	0	0	19,235	88,319	0	0	0	0
12 H08.12.27	10,000	18	30	0	1,303	0	8,697	79,622	0	0	0	0
13 H08.12.27	79,622	18	0	0	0	0	79,622	0	0	0	0	0
14 H09.01.27	10,000	18	31	0	0	0	10,000	-10,000	0	0	0	0
15 H09.02.27	10,000	18	31	0	0	0	10,000	-20,000	0	0	42	0
16 H09.03.27	10,000	18	28	0	0	0	10,000	-30,000	0	0	76	0
17 H09.04.04	30,000	18	8	0	0	0	0	-150	0	0	32	150
18 H09.04.28	10,000	18	24	0	0	0	10,000	-10,150	0	0	0	0
19 H09.05.27	10,000	18	29	0	0	0	10,000	-20,150	0	0	40	0
20 H09.06.27	10,000	18	31	0	0	0	10,000	-30,150	0	0	85	0
21 H09.07.28	10,000	18	31	0	0	0	10,000	-40,150	0	0	128	0
22 H09.08.27	10,000	18	30	0	0	0	10,000	-50,150	0	0	165	0
23 H09.09.29	15,000	18	33	0	0	0	15,000	-65,150	0	0	226	0
24 H09.10.24	200,000	18	25	0	0	0	0	133,983	0	0	223	867
25 H09.10.24	133,983	18	0	0	0	0	133,983	0	0	0	0	0
26 H09.10.27	15,000	18	3	0	0	0	15,000	-15,000	0	0	0	0
27 H09.11.27	15,000	18	31	0	0	0	15,000	-30,000	0	0	63	0
28 H09.12.29	15,000	18	32	0	0	0	15,000	-45,000	0	0	131	0
29 H10.01.27	15,000	18	29	0	0	0	15,000	-60,000	0	0	178	0
30 H10.02.27	15,000	18	31	0	0	0	15,000	-75,000	0	0	254	0
31 H10.03.27	15,000	18	28	0	0	0	15,000	-90,000	0	0	287	0
32 H10.04.27	15,000	18	31	0	0	0	15,000	-105,000	0	0	382	0
33 H10.05.27	15,000	18	30	0	0	0	15,000	-120,000	0	0	431	0
34 H10.06.29	15,000	18	33	0	0	0	15,000	-135,000	0	0	542	0
35 H10.07.27	15,000	18	28	0	0	0	15,000	-150,000	0	0	517	0
36 H10.08.27	15,000	18	31	0	0	0	15,000	-165,000	0	0	636	0
37 H10.09.28	15,000	18	32	0	0	0	15,000	-180,000	0	0	723	0
38 H10.10.27	15,000	18	29	0	0	0	15,000	-195,000	0	0	715	0
39 H10.11.27	15,000	18	31	0	0	0	15,000	-210,000	0	0	828	0
40 H10.12.28	15,000	18	31	0	0	0	15,000	-225,000	0	0	891	0
41 H11.01.27	15,000	18	30	0	0	0	15,000	-240,000	0	0	924	0
42 H11.03.01	15,000	18	33	0	0	0	15,000	-255,000	0	0	1,084	0
43 H11.03.29	15,000	18	28	0	0	0	15,000	-270,000	0	0	978	0
44 H11.04.27	15,000	18	29	0	0	0	15,000	-285,000	0	0	1,072	0
45 H11.05.27	15,000	18	30	0	0	0	15,000	-300,000	0	0	1,171	0
46 H11.06.28	15,000	18	32	0	0	0	15,000	-315,000	0	0	1,315	0
47 H11.07.27	15,000	18	29	0	0	0	15,000	-330,000	0	0	1,251	0
48 H11.08.27	15,000	18	31	0	0	0	15,000	-345,000	0	0	1,401	0
49 H11.09.27	15,000	18	31	0	0	0	15,000	-360,000	0	0	1,465	0
50 H11.10.27	15,000	18	30	0	0	0	15,000	-375,000	0	0	1,479	0
51 H11.11.29	15,000	18	33	0	0	0	15,000	-390,000	0	0	1,695	0
52 H11.12.27	15,000	18	28	0	0	0	15,000	-405,000	0	0	1,495	0
53 H12.01.12	270,646	18	16	0	0	0	270,646	-675,646	0	0	885	0
54 H22.06.17	18,3809	0	0	0	0	0	0	-675,646	0	352,261	0	375,054

これは正本である。

平成29年3月28日

名古屋地方裁判所民事第1部

裁判所書記官

松井

